

措置状況報告書

監査の名称：平成 30 年度 定期監査

部 局 名：総務部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【人事課】</p> <p>(1) 支出負担行為事務について</p> <p>ア 契約の内容に不備のあるもの</p> <p>大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。</p> <p>しかしながら、個人情報を取り扱う業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>また、仕様書が作成されておらず、契約内容が不明確なものが散見された。</p> <p>今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 手当等の支給事務について</p> <p>ア 臨時職員の賃金の支給事務が適正でないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、収入命令者は、市の債権と市に対する債権を相殺しようとするときは、関係の支出命令者を経て市長の決裁を受けるとともに相手方に相殺通知書を送付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、過払いしていた賃金を翌月の賃金で相殺する際、口頭により決定しており、相手方にも通知書を送付していなかった。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今後は、契約にあたり個人情報の保護条項を追加するとともに、必要な仕様書を作成するなど条例等に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後同様の事案が発生した際には、過払い分の賃金を戻入し、雇用保険料及び源泉所得税を還付することで対応いたします。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	